実大構造物実験棟反力床(22)保守点検業務 仕様書

1. 適用

本仕様書は、国立研究開発法人建築研究所が発注する「実大構造物実験棟反力床(22) 保守 点検業務」に適用する。

2. 目的

本業務は、建築研究所が所有する実大構造物実験棟反力床の機能を回復することを目的とする。

3. 履行場所

茨城県つくば市立原1番地

• 国立研究開発法人建築研究所 実大構造物実験棟

4. 概要

本業務は、実大構造物実験棟反力床の機能回復させるものである。

5. 一般事項

- 1) 発注者又は受注者の負担範囲
 - ・業務の実施に必要な施設の電気及び水道等の使用に係る費用は、発注者の負担とする。
 - ・業務の実施に必要な機材、仮設材、養生材及び重機等は、受注者負担とする。ただし、 本業務に必要な範囲で、強度試験棟内の電気、水道、天井クレーン、実大構造物実験棟 に備え付けのフォークリフトは利用することができる。
 - ・廃棄物処理は受注者の負担とする。
- 2) 関係法令等の遵守
 - ・業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を順守すること。
- 3) 業務責任者
 - ・受注者は業務責任者を定め担当者に届け出ること。
 - ・業務責任者は、品質、工程、安全等の業務管理を行い、業務の円滑な遂行を図ること。
- 4) 業務日の条件
 - ・業務を行う日時はあらかじめ担当者と協議すること。作業日が休日に掛かる場合、休日 作業届けを担当者へ提出すること。
- 5) 服装等
 - ・業務関係者は、作業に適した服装で業務を行うと共に、名刺または腕章を付け、作業を行うこと。
- 6) 担当者の立ち会い
 - ・作業等に際して担当者の立ち会いを求める場合はあらかじめ申し出ること。
- 7) 産業廃棄物の処理

- ・業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、担当者の指示に従い所定の場所に移動すること。
- 8) 共用施設の利用
 - ・駐車場、建物内の便所、エレベーター等の一般共有施設は利用することができる。
- 9) 持込資機材の残置
 - ・業務が複数日に渡る場合、担当者の承諾を得た場合には、実施期間中は構内に残置する ことができる。なお、残置資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

10) 養生

- ・作業現場の搬出入場所等は、汚染または損傷しないよう適切な養生を行うこと。
- ・万一、汚染及び損傷した場合には、受注者の負担により、原状回復を図ること。
- 11) 後片付け
 - ・業務の完了に際しては、当該作業部分の清掃を十分に行うこと。

6. 業務内容

- 1) 実大構造物実験棟 反力床
- 1-1)設置場所 実大構造物実験棟

1-2) 設備概要

実大構造物実験棟では、反力壁及び反力床を用いて地上高さ 25m、7 階建て程度までの実大構造物に対する実験が可能である。実大構造物実験棟の反力床は以下のような性能を持っている。

設備名: 実大構造物実験棟 反力床

広 さ: 20.0m×24.6m(反力床 A), 15.4m×20.0m (反力床 B)

許容モーメント: 720MNm(反力床 A), 300MNm(反力床 B)

設備の導入年月日: 昭和53年3月25日

(平成13年4月1日国土交通省建設研究所より継承)

1-3) 設置図

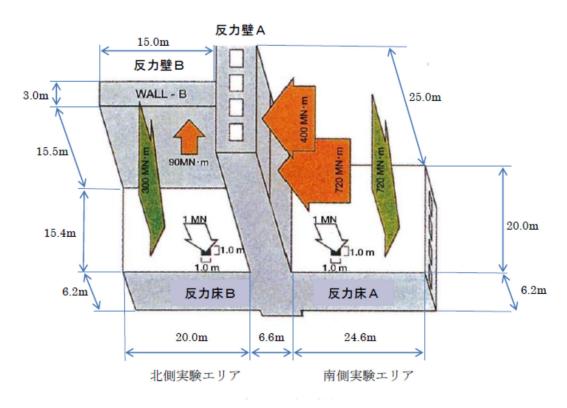


図1 反力床設置図

1-4) 点検項目

点検項目は以下のとおりとし、それぞれの項目ごとに、担当者から実施計画の承認を得ること。また作業実施日は担当者と協議の上決定すること。

- ① 実大構造物実験棟の反力床(図1の反力床A(20.0m×24.6m)および反力床B(15.4m×20.0m))に設置されている試験体緊結用の穴のうち、劣化が見られる箇所(反力床Aエリア 50か所、反力床Bエリア 120か所)の機能を回復させるために、下記の作業を実施すること。ただし、作業時に試験体緊結用の穴が試験体や重量物(クレーン操作を伴うような重量物)により塞がれて作業が実施できない場合は、その場所と状態を報告すること。
 - ・試験体緊結用の穴に取り付いているフタやカプラーを一度取り外す。その際に必要な 工具等は受注者が手配すること。
 - ・取り外したカプラーの清掃を行う。ただし、再利用できない物は廃棄する。
 - ・試験体緊結用の穴の清掃を行う。
 - ・フタやカプラーを新規に製作し、下記個数を補充すること。

フタ A タイプ (別紙 1 参照のこと)300 個フタ B タイプ (別紙 1 参照のこと)50 個フタ C タイプ (別紙 1 参照のこと)50 個

② ①で実施した結果を報告書に示すこと。試験体緊結用の穴が著しく劣化し、上記① の作業が実施できなかった箇所があった場合は、その場所と状態を報告すること。

③ 反力床 A エリア南西部の空調機(図2)を解体・撤去すること。その際に、空調機の 基礎架台や周辺接続配管部についても同様に撤去・養生し、清掃を行うこと。



図2空調機

7. 検査

業務完了後は、本仕様書に基づく検査担当者の検査に合格しなければならない。

8. 履行期間

契約締結の翌日から令和5年2月24日とする。

9. 提出書類

・報告書一式

10. 疑義

本業務に疑義が生じた場合、担当者と協議すること。

以上

担当者 構造研究グループ 中村 聡宏

別紙 1 フタは図 2 参照のこと。

